

要指導医薬品や一般用医薬品の販売方法について

OTC 医薬品分類		定義	陳列方法	情報提供	相談対応
要指導医薬品		医療用医薬品から新たにスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。	直接触れることができない場所に陳列されています。購入をご希望の方は、お申し付けください。	薬剤師が書面を用いています。	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します。
一般用医薬品	第1類医薬品	使用上、特に注意が必要な医薬品です。			
	指定第2類医薬品	第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。 「してはいけないこと」を必ずご確認ください。	許可を受けた医薬品売りに陳列しています。	薬剤師または登録販売者が積極的に情報提供に努めます。	
	第2類医薬品	使用上、注意が必要な医薬品です。		薬剤師または登録販売者が情報提供などに努めます。	
	第3類医薬品	第1類医薬品、第2類医薬品以外の一般用医薬品です。		薬剤師または登録販売者が必要に応じて情報提供などに努めます。	

健康被害救済制度とは

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

苦情相談窓口

◆ 熊本県薬剤師会 096-351-5333

◆ 熊本県薬務衛生課 096-383-1434

※伺った個人情報等は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的では利用致しません。

調剤管理料及び服薬管理指導料について

当薬局では、お薬を安全に安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。

■ 調剤管理料

① 内服薬あり	1剤につき (3剤分まで)	7日分以下	4点
		8~14日分	28点
		15~28日分	50点
		29日分以上	60点
② ①以外			4点

■ 服薬管理指導料

3ヶ月以内に処方箋を持参された方	お薬手帳を持参された方	45点
	お薬手帳をお忘れの方	59点
3ヶ月以上処方箋を持参されていない方		59点
特別養護老人ホームに入所されている方		45点
情報通信機器を用いて服薬指導を受けられた方	前回から3ヶ月以内	45点
	前回から3ヶ月以上	45点
特例（かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合）		59点

- 処方されたお薬について、きちんと服用できているかどうか、体調にお変わりはないか等をお聞きし、その要点を薬剤服用歴に記録するとともに、これに基づきお薬の服用等に関して必要なご説明をいたします。
- 薬剤服用歴に基づき、お薬の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を「薬剤情報提供文書」にてご提供し、お薬の服用に関して基本的なご説明をいたします。
- 処方箋に基づき調剤した日、お薬の名称、用法、用量、その他服用に際して注意すべき事項をお薬手帳に記載します。
- これまでもらわれたお薬のうち服用し忘れて残ってしまったお薬はないか確認します。また必要に応じて処方医に対して日数等の確認を行います。
- ジェネリック医薬品使用促進のため、薬剤情報提供文書により、ジェネリック医薬品に関する情報を提供します。

個人情報に関する基本方針

基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的を確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報取り扱い

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

個人情報の利用目的

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表・報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意を頂きます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合には、その利用目的の達成のため

業務委託について

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い、契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

情報開示について

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者様からの同意をいただいたとき

開局時間

月～金	9：00～17：30
土	9：00～11：30
日・祝	定休日

薬局連絡先 **096-234-8551**

【閉局時・緊急時の連絡先】
090-3904-0253

< 夜間・休日等加算の対象時間 >

平日 19:00~閉局まで

土曜日 13:00~閉局まで

休日の開局時 営業時間中

※12/29~1/3 は休日扱い

【営業時間外の時間外調剤料について】

※ 時間外加算等の要件を満たす場合には、以下の時間外加算等を算定します。

- 時間外加算 18:00~22:00 6:00~8:00
- 深夜加算 22:00-6:00
- 休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月29日~翌年1月3日）

※ 休日に患者さんの要望に応じて臨時に開局した場合
又は地域医療確保のため、輪番制により休日当番薬局として開局した場合は
休日加算を算定いたします。

医薬品供給問題に関する対応

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。また、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等の拡大により流通の逼迫も発生しています。

このような状況の中で、当薬局では、

- **自薬局の在庫状況を近隣の医療機関の特性に合わせて、必要な情報提供をすること**
- **熊本県薬剤師会の備蓄医薬品検索システムを通じて、地域の薬局間で在庫情報等を共有し、必要に応じて融通しあうことで、安定的な医薬品の提供体制を構築すること**

により、患者様に必要な医薬品を確保できるよう努めています。

状況によっては医師に確認の上、**同一成分・同一薬効の医薬品への変更**、**処方日数の変更**などを行う必要が生じるため、調剤にお時間を頂く場合もございます。
ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

**ご不明な点やご心配なことなどがありましたら
お気軽に薬剤師にご相談ください。**

当薬局の行っている在宅患者訪問薬剤管理指導について

点数は全て1点=10円です。

計算例) 10点=100円(3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です)

・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導料

- | | |
|----------------|--------|
| ・単一建物診療患者1人 | 650点/回 |
| ・単一建物診療患者2~9人 | 320点/回 |
| ・単一建物診療患者10人以上 | 290点/回 |

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただきますことができます。ご希望される場合お申し出下さい(担当医師の了解と指示等が必要です)。
※在宅での薬剤の管理状況が改善できれば、中止することも可能です。

※介護保険適用の方は料金が異なります。詳しくは薬剤師にお尋ねください。

在宅患者調剤加算について

当薬局は、厚生労働大臣の定める、在宅患者調剤加算に関する以下の施設基準を満たす保険薬局です。在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者その他厚生労働大臣が定める患者に対する調剤を行った場合に、在宅患者調剤加算として、処方箋受付1回につき15点を所定点数に加算します。

- 訪問薬剤管理指導の実績が一定数以上あります。
- 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制が整備されています。
- 在宅業務従事者等の資質向上のため、研修体制を整備しています。
- 医療材料及び衛生材料を供給する体制を整備しています。
- 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができます。

江津湖調剤薬局

マイナンバーカードを健康保険証として 利用できます！

当薬局では、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めてまいります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力頂きますようお願いいたします。

1. 電子資格が確認できない、あるいは薬剤情報等の取得が困難な場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 として、6ヶ月に1回限り3点加算されます。
2. 電子資格確認により薬剤情報等を取得した場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 として、6ヶ月に1回に限り1点加算されます。

江津湖調剤薬局

以下の「マイナ受付」のポスター・ステッカーを厚生労働省ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

■ 入手先

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > オンライン資格確認に関する周知資料について



**マイナ受付
対応しています**

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと
POINT ①
より良い薬選が実現に！
②
POINT ②
手続きなしで処方費以上の一時金支払が不要に！
※処方費超過額が0円を超えても、高額療養費割に掛かる超過額
を減らす効果が期待されます。

このステッカーが目印！

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは [マイナポータル](#)



**薬局をご利用の際は、
マイナンバーカードを。**

マイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報が確認できます。
薬剤師もそれらの情報に基づいた薬に関する相談などが行えます。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

利用者の皆様へ

当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月曜～金曜：9時～17時30分、土曜：9時～11時30分

休み：日曜・祝日

* なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

単一建物居住者が1人 518単位/回

単一建物居住者が2～9人 379単位/回

単一建物居住者が10人以上 342単位/回

1単位 = 10円

所得に応じて1～3割

※ 麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に100単位が加算されます。

※ 離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に15%が加算されます。

※ 中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に10%が加算されます。

※ 離島や中山間地域等に居住する方へのサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に5%が加算されます。

熊本県知事指定介護保険事業所

番号 第4347240527号

江津湖調剤薬局

